

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2025年（令和7年）

June 6月号

職場における熱中症予防対策の徹底に向けた要請について



霧島神宮御田植祭（霧島市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
職場における	
熱中症予防対策の徹底に向けた要請について.....	2
令和7年度全国安全週間について.....	3
令和7年度全国安全週間説明会のご案内.....	4
令和6年の労働基準監督署における	
申告監督実施状況について.....	5
梅雨期の労働災害等防止対策について.....	6
令和7年度労働保険年度更新のお知らせ.....	6
災害に学ぶ	
～新規採用者や配置転換者の労働災害について～.....	7

令和7年最低賃金に関する基礎調査への御協力をお願い.....	7
新規卒者の職業紹介状況.....	8
競輪補助事業完了のお知らせ.....	8
業種別死傷災害発生状況（令和7年4月末）.....	9
賃金引き上げの支援策について.....	10～11
令和7年度業務改善助成金のご案内.....	12～15
さんぽセンター	
（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内.....	16
令和7年度鹿児島地区出張特別試験のご案内.....	17
令和7年度第1回作業環境測定士試験のご案内.....	17
令和7年7月～9月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

「鹿児島でおいしいラーメン店は、どこですか？」そんな一言が職場の昼休みを賑やかにした。その場にいた私も自然と耳を傾け、ラーメン談議の輪に加わる。ラーメン好きにとって、この話題は心をくすぐるものである。全国には数多くのご当地ラーメンが存在し、札幌の味噌や博多の豚骨など、その名を馳せた地域も多い。しかし鹿児島ラーメンは、知名度の点でまだ全国的な注目を集めているとは言えない。その特徴は、決まったスタイルがなく、店ごとに異なる個性を楽しむ点にあると私は思っている。まさに

「多様性の中にこそ魅力がある」と言えるのではないだろうか。最近では「鹿児島ラーメン王決定戦」のようなイベントが開催されるほど地元のラーメン熱は高まっている。しかし、ランキングに登場しない店にも、隠れた名店が多数存在するのだ。これは鹿児島ラーメンの奥深さを感じさせるポイントだろう。

ラーメンは日本の国民食とされ、その話題は世代を超えたコミュニケーションツールとしても優れている。「あなたのおすすめのラーメン店はどこですか？」そんな問いかけが、新しい出会いや話題のきっかけになるかもしれない。

職場における熱中症予防対策の徹底に向けた要請について

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

鹿児島労働局によると鹿児島県の職場における熱中症による死傷者数は、ここ数年20人未満で推移していたが、令和6年は38人と前年と比較して約2.5倍に増加しており、死亡者数も令和4年と同じく2人となっているとのことです。

鹿児島労働局では、熱中症による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、関係団体に対して熱中症予防対策を積極的に取り組むよう要請がなされました。

本会へも永野和則鹿児島労働局長より大津学会長へ要請書が手渡され、取組を強化することとしました。

職場における熱中症予防対策の徹底に向けた要請

～昨年は2人の労働者の尊い命が失われました～

「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能が破綻するなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症になると死に至る場合もあります。

鹿児島県の職場における熱中症による死傷者数は、ここ数年20人未満で推移していましたが、令和6年は38人と前年と比較して約2.5倍に増加しており、死亡者数も、令和4年と同じく2人となっております。

また、令和7年においても全国的に平年より高い気温が予想されており、職場における熱中症が多発することも懸念されるところです。

厚生労働省では、5月から9月までの期間に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施（4月は準備期間）し、熱中症のリスクがあるすべての事業場を対象として、WBGT 値の把握及び低減対策、休憩場所の整備、暑熱順化への対応、通気性の良い服装の着用、水分及び塩分の補給、日常の健康管理、労働衛生教育の実施等職場における熱中症予防対策の徹底を呼びかけることとしています。

また、職場における熱中症対策を強化するため、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

鹿児島労働局では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施に加え、改正労働安全衛生規則の円滑な施行に向けて、事業者の皆様におかれましては、熱中症による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、熱中症予防対策を積極的に取り組まれますよう要請いたします。

令和7年4月25日

鹿児島労働局長 永野 和則



春の褒章・叙勲受章を心からお慶び申し上げます

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

黄綬褒章	塚田 洋一 氏	本会理事・加治木支部長
旭日単光章	古田 義富 氏	本会川内支部副支部長

令和7年度全国安全週間

令和7年7月1日(火)～7日(月)

準備期間 令和7年6月1日(日)～30日(月)

【主唱者】 厚生労働省、中央労働災害防止協会

【協賛者】 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

令和7年度 全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島県管内	6月9日(月)10時30分～	建設	建災防	種子島建設会館大会議室
	6月9日(月)13時30分～	一般	基準協会	種子島建設会館大会議室
	6月9日(月)14時00分～	一般	基準協会	枕崎市民会館 第1会議室
	6月10日(火)10時00分～	建設	建災防	鹿児島県建設センター6階 大ホール
	6月11日(水)14時00分～	一般	基準協会	ホテルアクシアくしきの
	6月13日(金)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館2階
	6月13日(金)14時00分～	一般	基準協会	ふれあいプラザなのはな館
	6月16日(月)10時00分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月17日(火)10時00分～	建設	建災防	ピエント
	6月17日(火)10時00分～	建設	建災防	南薩建設会館2階 大会議室
	6月17日(火)14時00分～	一般	基準協会	南さつま市民会館
	6月19日(木)10時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月19日(木)14時00分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月24日(火)14時00分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月25日(水)10時00分～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
川内署管内	6月25日(水)13時30分～	建設	建災防	鹿児島県建築会館2階会議室
	6月10日(火)10時00分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月11日(水)10時30分～	建設	建災防	甕島建設会館
	6月12日(木)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月13日(金)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月13日(金)13時30分～	一般	基準協会	出水市中央公民館
	6月19日(木)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館

	日時	業種	主催者	会場
鹿屋署管内	6月10日(火)13時30分～	建設	建災防	大根占建設会館
	6月12日(木)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月17日(火)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月20日(金)13時30分～	一般	基準協会	曾於市役所大隅支所内大隅中央公民館
	6月24日(火)14時00分～	一般	基準協会	鹿屋市農業研修センター
加治木署管内	6月9日(月)10時00分～	建設	建災防	大口建設会館
	6月13日(金)10時00分～	建設	建災防	栗野建設会館
	6月13日(金)14時00分～	一般	基準協会	霧島市役所2階 多目的ホール
	6月17日(火)14時00分～	一般	基準協会	伊佐市文化会館 小ホール
	6月18日(水)10時00分～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月19日(木)14時00分～	一般	基準協会	始良市文化会館 加音ホール
名瀬署管内	6月9日(月)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設業協会
	6月13日(金)13時30分～	全業種	合同	喜界町中央公民館
	6月16日(月)15時00分～	全業種	合同	与論町防災センター
	6月19日(木)15時00分～	全業種	合同	和泊町中央公民館
	6月23日(月)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館
	6月26日(木)10時00分～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月26日(木)13時30分～	建設業	建設業協会	奄美建設会館

令和7年度全国安全週間説明会のご案内（お知らせ）

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会では、全国安全週間（7月1日から7日）を迎えるにあたり、下記日程により説明会を開催することに致しました。

説明会では、安全週間実施要綱や労働災害防止に向けた取り組みなどについて労働基準監督署より説明がありますのでこの機会に是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

令和7年度 全国安全週間説明会日程表

実施支部	日 時	会 場
鹿児島支部	6月11日(水) 14時00分～	ホテルアクシアくしきの
	6月13日(金) 14時00分～	ふれあいプラザなのはな館
	6月19日(木) 10時30分～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月19日(木) 14時00分～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館
	6月25日(水) 10時00分～	屋久島環境文化村センター
川内支部	6月12日(水) 13時30分～	薩摩川内市国際交流センター
	6月13日(金) 13時30分～	出水市中央公民館
鹿屋支部	6月24日(火) 14時00分～	鹿屋市農業研修センター
	6月13日(金) 14時00分～	霧島市役所2階 多目的ホール
加治木支部	6月17日(火) 14時00分～	伊佐市文化会館 小ホール
	6月19日(木) 14時00分～	姶良市文化会館 加音ホール
	6月9日(月) 14時00分～	枕崎市民会館 第1会議室
加世田支部	6月17日(火) 14時00分～	南さつま市民会館
	6月20日(金) 13時30分～	曾於市役所大隅支所内大隅中央公民館
大島支部	6月9日(月) 13時30分～	瀬戸内建設業協会
	6月13日(金) 13時30分～	喜界町中央公民館
	6月16日(月) 15時00分～	与論町防災センター
	6月19日(木) 15時00分～	和泊町中央公民館
	6月23日(月) 13時30分～	徳之島建設会館
	6月26日(木) 10時00分～	奄美振興会館
種子島支部	6月9日(月) 13時30分～	種子島建設会館大会議室

説明会・用品等の問合せ先

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

多様な仲間と 築く安全 未来の職場



令和6年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

労働基準法等の法律には、労働者は事業場に労働関係法令違反の事実があるときはその事実を労働基準監督署に申告して、是正のための措置（行政指導等）をとるよう求めることができると規定されています。労働基準監督署においては、この申告に対して迅速に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

令和6年（令和6年1月～12月）に県下の5労働基準監督署が対処した労働基準法等に基づく申告監督は、（別表1）のとおり167件で、そのうち128件（76.6％）で申告事項に関する違反が認められました。

また、申告事項ごとの違反では、（別表2）のとおり「賃金不払い」が最も多く91件、次いで「解雇」が10件と続いています。圧倒的に賃金不払いが多い状況にありました。

なお、過去5年間の申告監督件数等の推移では令和3年、4年と申告監督件数は減少しましたが、令和5年から増加、コロナ禍後の経済活動の活発化に伴う影響もあり高い水準で移行していることが考えられます。

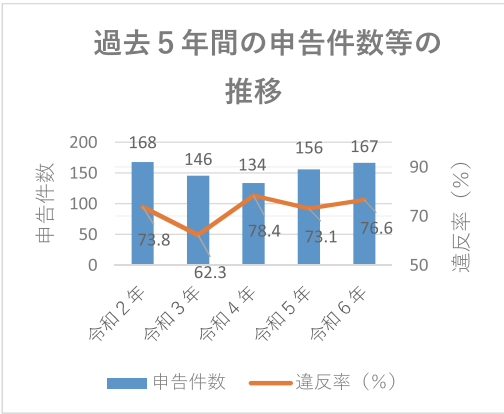
本年は更に物価の高騰や人手不足の影響が深刻化しつつありますが、その中であっても、事業主の皆様方には労働基準法をはじめとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

別表1 令和6年業種別申告処理状況

業種	区分	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反事業 場数比率 (%)
製 造 業		12	10	83.3
鉱 業		0	0	—
建 設 業		33	25	75.8
運 輸 交 通 業		12	11	91.7
貨 物 取 扱 業		1	1	100.0
工 業 的 業 種 計		58	47	81.0
農 林 業		5	4	80.0
畜 産・水 産 業		3	1	33.3
商 業		19	16	84.2
金 融・広 告 業		1	0	0.0
映 画・演 劇 業		0	0	—
通 信 業		2	2	100.0
教 育・研 究 業		3	0	0.0
保 健 衛 生 業		38	28	73.7
接 客 娛 楽 業		27	21	77.8
清 掃・と 畜 業		2	2	100.0
官 公 署		0	0	—
そ の 他 の 事 業		9	7	77.8
非 工 業 的 業 種 計		109	81	74.3
合 計		167	128	76.6

別表2 令和6年主要事項別違反事業場数

労働基準関係法令（主要事項内訳）		事業場数
労働基準法	均等待遇	0
	男女同一賃金	0
	賃金不払い	91
	解雇	10
	労働時間等	一般 1
		年少者 0
	その他	23
最低賃金法		6
労働安全衛生法	安全	0
	衛生	1
	その他	0
じん肺法		0



機関誌「鹿児島労基」発行800号達成

日頃より、本会機関誌「鹿児島労基」をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
鹿児島労基は、昭和33年6月1日付け創刊号を発行して以来67年間にわたり毎月発行し、今月号で800号を迎えることができました。
これもひとえに会員事業場様をはじめ関係行政機関、関係団体のご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。
機関誌は、本会の前身の鹿児島県労働基準協会連合会が発足した2か月後には、職場が安全で働きやすい労働環境づくりのため労働行政に関する情報等を提供してまいりました。
今後に向けても皆様のご支援を頂きながら最新の情報提供と会員の皆様に役にたつ紙面づくりを心がけてまいりますので引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年6月1日
公益社団法人鹿児島県労働基準協会
会長 大 津 学

梅雨期の労働災害等防止対策

鹿児島労働局健康安全課

今年も梅雨の季節となりました。全国的に梅雨時期は大雨による土砂崩壊災害などが懸念され、通勤及び通常時の作業はもちろん、災害復旧現場作業においても十分な注意が必要です。また、近年は活発な梅雨前線の影響で災害級の大雨が多くなっている傾向にあります。

令和2年1月から令和6年12月までの5年間に鹿児島労働局管内で発生した土砂崩壊を原因とする休業4日以上の労働災害は7件で、うち2件は死亡災害となっており、下水道工事、道路工事、砂防工事などの建設工事現場で発生しています。

以上を踏まえ鹿児島労働局では、特に梅雨期における建設工事現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期していただくよう、建設業者などの関係者に対し、次の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」の周知とその確実な実施をお願いしています。

「安全第一」を基本に考え、気象情報の早めの把握と当該情報や現場状況に基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

【土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項】

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。

当該点検結果を踏まえ、作業計画を定め、これに基づき作業を行うこと。

なお、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削においては、「地山の掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。

- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 3 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき対策を講じること。
- 4 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれがある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 5 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。
- 6 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。
- 7 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講じること。
- 8 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講じること。

令和7年度 労働保険年度更新のお知らせ

【事業主のみなさまへ】

前年度に引き続き、会場を設営しての申告書の収集は行わないことといたしました。

年度更新申告書の提出・保険料の納付は、

※6月2日（月）～7月10日（木） お願いします。

郵送（同封の提出用封筒使用）又は電子申請による申告をお願いします。

年度更新申告書は、記入漏れがないよう提出前にもう一度ご確認ください。

なお、郵送または電子申請以外の方法による申告書の提出につきましては、窓口の混雑によりお待たせすることがありますので予めご了承ください。

- 申告書を郵送により提出する場合、申告書は折り曲げても支障ありません。
その際、事業主控等の返却を希望される場合は、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封のうえ、ご提出をお願いします。
- 保険料の納付は、金融機関等でお願います。
- 令和7年度における労災保険率、労務費率、第二種特別加入保険料率、並びに一般拠出金率は、令和6年度から変更はありません。
- 令和7年度における雇用保険率は、一般の事業については1,000分の14.5、農林水産及び清酒製造の事業については1,000分の16.5、建設の事業については1,000分の17.5となります。
詳細は厚生労働省HP「令和7年度雇用保険料率のご案内」をご確認ください。
- 申告書の提出が遅れますと、法令により、保険料と追徴金（10%）の徴収が決定（認定決定）されることがあります。

◆お問い合わせ先◆ 鹿児島労働局 労働保険徴収室 ☎099-223-8276

災害に学ぶ

新規採用者や配置転換者の労働災害について

鹿児島労働局健康安全課

はじめに

令和6年の鹿児島県内における休業4日以上労働災害は2,157件（コロナ感染を除く）であり、被災者の経験期間別でみると経験期間10年未満の労働者による災害が約7割を占める中、経験期間が3ヶ月未満の労働者による災害は約1割発生しているなど、新しい業務に就いたばかりの労働者の災害が少なくありません。

この6月は、4月に入社した新規採用者や4月異動の配置転換者がちょうど3ヶ月を迎える時期です。新規採用者や配置転換者のような経験期間の浅い労働者による災害は、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害、無理な動作等による腰痛等、バランスを崩しての転倒災害などで多く発生しています。

令和6年に発生した経験期間の浅い労働者による災害の一例を紹介します。

災害事例

- (1) 工場内で搬送機械を動かしたまま回転部分の清掃を行っていたところ、右手指が回転部分に巻き込まれたもの。（製造業：経験期間3ヶ月）
 - (2) 食品の品出しのため、重さ約4kgの箱を2～3個積み上げて両手に持って陳列する作業を繰り返したところ、腰を痛めたもの。（小売業：経験期間1ヶ月未満）
 - (3) 集荷先の搬出口で荷物をトラックに積み込んだ後、移動のため搬出口から飛び降りたところ、地面で転倒したもの。（運送業：経験期間2ヶ月）
 - (4) 訪問先の玄関から続く階段を下りていたところ、階段を下りきる一段前でバランスを崩して転倒したもの。（旅行業：経験期間1ヶ月）
- 日常生活の中でも多くの方が経験していらっしゃるかも

れませんが、慣れない環境での作業や新たに取り組む作業に従事する場合などはとても緊張して疲れるものです。単純な作業であっても同じです。また、普段なら転ぶことはない普通の階段であっても、慣れない環境等で疲労が蓄積してくると思わぬ所でケガをすることもあります。

機械の取り扱いについても注意が必要です。機械の中に異物が混入してしまった時などのトラブル対応や清掃作業時に多くの災害が発生しています。ケガをした本人に確認すると「機械の中に手を入れるときは機械を止める」よう説明を受けていたものの、一人で作業をしている時にトラブルが起こると「これくらい大丈夫だろう」、「止めるのは面倒くさい」、「先輩の真似をした」、「聞きづらい」「この位の事で先輩を呼ぶのは悪い」などの理由で対処方法の選択を勝手に判断してしまい、結果的にケガにつながる行動を取ってしまったということをよく聞きます。全員がケガをするという訳ではありませんが、明確なルールがあり、そのルールが周知された上で、ルールを守ることがしっかり教育・実践されていれば、こうした災害を防ぐことができたのではないかと思います。

おわりに

労働災害は、いつ、どこで、誰に起こるかわかりません。しかし、その災害発生の危険を早い段階で摘み取ることが、労働災害発生の予防対策の第一歩であることに間違いありません。特に、新規採用者や配置転換者には、初めの段階で「安全作業手順」や「緊急時の対応」などの教育を確実に実施し、それぞれの作業に従事させる前に職場内の危険源を周知するという取り組みの徹底が求められます。

また、労働災害は、不安全な状態（物的要因）と不安全な行動（人的要因）が接触した現象と言われています。不安全な行動は、人の注意力にも限界があり完全にゼロにはできませんので、担当者が変わっても安全を確保できるような設備的な対策を基本に、その上で、仕事に慣れないうちは先輩方がしっかりと作業を見守れるよう、余裕を持って業務を行っていただきたいものです。

【令和7年最低賃金に関する基礎調査】 への御協力をお願い



鹿児島労働局賃金室では、最低賃金改定等の資料とするため、鹿児島県内の事業所に対し令和7年6月1日現在の状況について、「最低賃金に関する基礎調査」を実施します。対象となる事業所の皆様には、大変お手数をおかけしますが、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますよう何卒お願い申し上げます。

Q1 最低賃金基礎調査とは、どんな調査ですか。

A1 事業所の労働者の賃金の実態等を把握するために実施している国の重要な統計調査です。昭和57年以降毎年実施しており、調査結果は、鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金改定等の審議の資料として使われます。

Q2 調査対象の事業所はどのように選ばれるのですか。

A2 県内の事業所の中から無作為に抽出します。令和7年度で対象となる事業所は、約1,700事業所になります。

Q3 調査は、どのような方法で実施するのですか。

A3 対象となる事業所に調査関係書類を郵送でお届けします。事業所では調査票に御回答いただき、指定期日までに、鹿児島労働局あて郵送またはオンラインで御提出ください。

調査にかかるお問い合わせは

【最低賃金に関する基礎調査コールセンター】
電話番号：0120-201-538（フリーダイヤル）
で対応いたします。

*本調査実施期間中、厚生労働省本省において「賃金改定状況調査」も実施しております。あわせて御協力をお願いします。

新規学卒者の職業紹介状況

鹿児島労働局訓練課

【令和7年3月新規学卒者職業紹介状況】

- 高校生：就職内定率は99.5%（前年同月比0.3P減）となりました。県内就職内定者は1,759人で就職者全体の55.8%（前年同月比4.0P減）となっています。
- 大学生：就職内定率は97.7%（前年同月比0.4P増）となりました。県内就職内定者は734人で就職者全体の47.6%（前年同月比1.4P増）となっています。
- 高校生の就職内定率は11年連続で99%台の高水準となっております。また県内就職内定者の割合は昨年より低下したものの、統計を開始した平成元年度以降で4番目の高さとなっております。県内企業に対する生徒の関心が高まりを維持しております。この状況をチャンスと捉え、高校生の職業理解、企業理解、企業研究の一助として労働局が行う県内企業情報の発信（労働局ホームページや新卒応援・ハロトレ情報YouTubeチャンネルにて）にご協力ください。
- 本県でも各種産業を担う人手不足が深刻化していますが、労働力を確保するためには、新規学卒者をはじめ高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる環境を整えることが大切です。各企業におかれては、来春卒業予定者の採用枠の確保に加え、働き方改革の一層の推進をお願いします。
- 鹿児島労働局が取りまとめた新規学卒者の職業紹介状況については、以下の鹿児島労働局HPに掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/jirei_toukei/toukei/kyujin_kyushoku/gakusotu.html

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年3月分】

県内有効求人倍率	1.11倍（前月比0.03P増加）
全国平均有効求人倍率	1.26倍（前月比0.02P増加）
県内正社員有効求人倍率	1.08倍（前年同月比0.03P減）
全国正社員有効求人倍率	1.05倍（前年同月比0.04P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金のご案内

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）】

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

○お問い合わせ先 職業対策課 助成金第一係

TEL：099-219-8713

【人材開発支援助成金】

事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施させた場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

【キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース】

雇用する短時間労働者が、新たに社会保険の被保険者となった際に、賃金総額を増加させる等の取組に対して助成します。

○お問い合わせ先 職業対策課助成金第二係

TEL：099-219-5101

競輪補助事業完了のお知らせ

公益社団法人鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

この度、2024年度の競輪の補助金を受けて、下記の事業を完了いたしました。

本事業の実施により、安全性および制度の向上も見込まれ、肺がんや肺結核などの早期発見による予防を図り、鹿児島県の医療及び公衆衛生の向上に努めてまいります。

記

- 事業名 2024年度検診車の整備補助事業
- 事業の内容 胸部X線循環器デジタル検診車
- 補助金額 24,000,000円

- 実施場所 鹿児島県鹿児島市東開町4-96
- 完了日 2025年3月31日



令和7年4月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種	年	令和7年		令和6年		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		506	3	536	7	-30	-4	-5.6%	-57.1%
1 製造業		115	1	106	3	9	-2	8.5%	-66.7%
1 食料品製造業		69		67	3	2	-3	3.0%	-100.0%
4 木材・木製品製造業		4	1	6		-2	1	-33.3%	
9 窯業土石製品製造業		5		6		-1		-16.7%	
11～12 金属製品製造業		7		6		1		16.7%	
13～15 機械機具製造業		9		11		-2		-18.2%	
上記以外の製造業		21		10		11		110.0%	
2 鉱業		2				2			
3 建設業		76		83	3	-7	-3	-8.4%	-100.0%
1 土木工事業		30		31	2	-1	-2	-3.2%	-100.0%
2 建築工事業		29		37	1	-8	-1	-21.6%	-100.0%
3 その他の建設業		17		15		2		13.3%	
4 運輸交通業		54		50	1	4	-1	8.0%	-100.0%
1 鉄道・航空機業									
2 道路旅客運送業		6		3		3		100.0%	
3 道路貨物運送業		47		47	1		-1		-100.0%
4 その他の運輸交通業		1				1			
5 貨物取扱業		4		10		-6		-60.0%	
1 陸上貨物取扱業				7		-7		-100.0%	
2 港湾運送業		4		3		1		33.3%	
6 農林業		29	2	33		-4	2	-12.1%	
1 農業		12	1	16		-4	1	-25.0%	
2 林業		17	1	17			1		
7 畜産・水産業		15		27		-12		-44.4%	
8 商業		65		61		4		6.6%	
1 卸売業		11		7		4		57.1%	
2 小売業		49		45		4		8.9%	
3 理美容業		1				1			
4 その他の商業		4		9		-5		-55.6%	
9 金融・広告業		4		4					
11 通信業		6		4		2		50.0%	
12 教育・研究業		3		5		-2		-40.0%	
13 保健衛生業		81		87		-6		-6.9%	
1 医療保健業		32		36		-4		-11.1%	
2 社会福祉施設		48		51		-3		-5.9%	
3 その他の保健衛生業		1				1			
14 接客娯楽業		19		23		-4		-17.4%	
1 旅館業		3		4		-1		-25.0%	
2 飲食店		7		11		-4		-36.4%	
3 その他の接客娯楽業		9		8		1		12.5%	
上記以外の事業		33		43		-10		-23.3%	
10 映画・演劇業									
15 清掃・と畜業		19		30		-11		-36.7%	
16 官公署		1				1			
17 その他の事業		13		13					
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）		47		54	1	-7	-1	-13.0%	-100.0%
第三次産業（8～17）		211		227		-16		-7.0%	

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ③ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ④ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症症患者を除く。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円（※2）
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円

■ 引上げ人数は2名とカウント

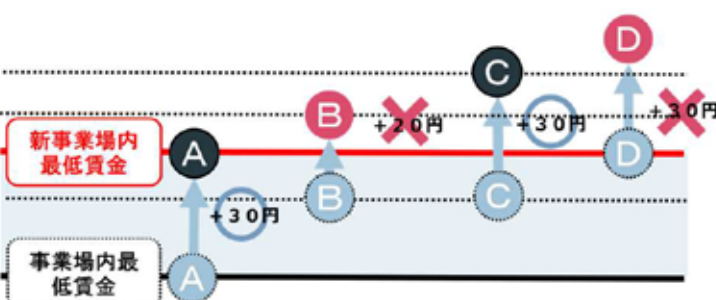
1,050円

1,040円

1,030円

1,020円

1,000円



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円
→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

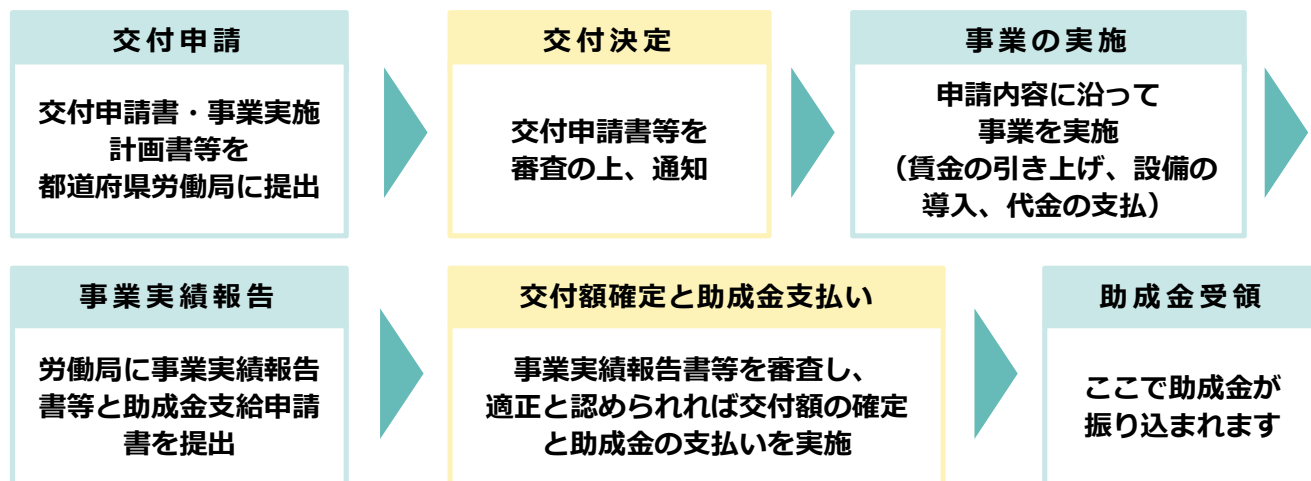
対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

対象外

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

事業場の皆様必見！

産業医による 産業保健研修会のご案内

**土曜日
開催**

当センターでは、専門的な産業保健研修会を定期的を開催していますが、事業場の皆様、最近の産業保健について興味はありませんか！お役に立てるテーマをご案内いたしますので、是非、ご参加ください。

**講師
紹介**


産業保健相談員 **富宿 明子 先生**（産業医学）

県内の事業場の産業医として約20年間に渡りご活動されており、
労働衛生コンサルタント（保健衛生）としてもご活躍されています。

**参加
無料**
令和7年7月12日（土）14:00～16:00
テーマ 衛生委員会の活性化に向けて

定員 30名（先着順となります）

令和7年9月20日（土）14:00～16:00
テーマ 事業場における治療と仕事の両立支援

定員 30名（先着順となります）

令和7年11月15日（土）14:00～16:00
テーマ メンタルヘルスと復職支援

定員 30名（先着順となります）

令和8年1月17日（土）14:00～16:00
テーマ 長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルの活用

定員 30名（先着順となります）

令和8年1月31日（土）14:00～16:00
テーマ 女性の健康課題と男性の更年期障害

定員 50名（先着順となります）

日医認定産業医（生涯研修）の皆様

この案内は**事業場向け**となっていますので、下記の
二次元コードからのお申し込みはご遠慮ください。

会場 鹿児島県医師会館（鹿児島市中央町8-1）

令和8年1月31日開催は「4階 大ホール」
それ以外は「3階 中ホール2」となります。

会場には駐車場はございません。
公共交通機関、もしくはコインパーキングを
ご利用ください。

お申し込みはこちら


独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002 HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



**さんぽ
センター**

令和7年度 鹿児島地区出張特別試験のご案内 ～労働安全衛生法に基づく免許試験～

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

1 試験の種類・日時・場所

別表1のとおり

2 受験申請書の受付

別表2のとおり

3 試験手数料及び払込方法

- (1) 学科試験手数料 各免許試験とも 8,800円（非課税）
- (2) 払込方法 受験申請書にとじ込まれている払込用紙を用いて最寄りの郵便局又は銀行などの金融機関の窓口で払い込んでください。ATM等の機械は利用しないでください。必ず金融機関の窓口で払い込んでください。

4 受験申請書の受付期間（必着）

令和7年6月9日（月）から6月23日（月）

（土・日を除く）

受付及びお問い合わせは、9：00～12：00、13：00～16：00にお願いします。

5 実施試験等詳細については、鹿児島地区出張特別試験案内書等をご覧ください。

別表1 試験の種類・日時・場所

試験開始時刻20分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

試験日	試験の種類		試験時間	試験場
8月23日(土)	★	クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	9:30~12:00	ホテル自治会館 所在地：鹿児島市鴨池新町 7番4号 (試験当日の問い合わせ先： TEL 090-7196-9773) ※試験場及び周辺の住居・公共施設・コンビニエンスストア・飲食店等は駐車禁止です。必ず公共交通機関を御利用ください。
	★	移動式クレーン運転士	9:30~12:00	
		ボイラー整備士	9:30~12:00	
		二級ボイラー技士	9:30~12:30	
	★	揚貨装置運転士	13:30~16:00	
8月24日(日)	○	第一種衛生管理者	13:30~16:30	
	○	第二種衛生管理者	9:30~12:30	
	○	一級ボイラー技士	9:30~13:30	
		潜水士	9:30~13:30	
(注) 1. ○印の試験は、受験資格を要するものです。 2. ★印の試験は、実技試験を伴うものです。 3. 試験については、ホテル自治会館（試験場）に問い合わせをしないでください。				

別表2 受験申請書の受付

受験申請書は、試験の種類ごとに次の団体で受け付けます。

試験の種類	受験申請書の受付団体（提出先）	試験の種類	受験申請書の受付団体（提出先）
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 クレーン・デリック運転士（クレーン限定） 移動式クレーン運転士	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 所在地：鹿児島市新屋敷町16-16 （〒892-8550） 電話：099-226-3621	潜水士	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部 所在地：鹿児島市鴨池新町6-10 （〒890-0064） 電話：099-257-9211 鹿児島県建設センター内
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 （〒892-0816） 電話：099-223-1544	揚貨装置運転士	港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター （〒892-0835） 電話：099-226-2611

令和7年度第1回作業環境測定士試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

（公財）安全衛生技術試験協会より令和7年度第1回作業環境測定士試験について周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

◆試験の種類・試験日 第一種作業環境測定士試験 令和7年8月20日（水）・21日（木）

第二種作業環境測定士試験 令和7年8月20日（水）

◆試験地及び試験場 久留米市（福岡県）・・・九州安全衛生技術センター ほか

◆受験申請書の受付等 (1) 受付期間 令和7年5月23日（金）～6月20日（金）

(2) 提出先 （公財）安全衛生技術試験協会本部（東京）

(3) 受験申請書 当協会及び試験協会本部又は地区センターに請求下さい。

詳細は、試験協会（TEL03-5275-1088）又は当協会（TEL099-226-3621）まで。

令和7年7月～9月 講習開催のご案内（6月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市セツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (解体用)	7/30	6/2	会員 一般	18,590円 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
	石綿作業主任者	7/31～8/1	6/2	会員 一般	15,620円 16,280円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/4～8	6/9	【全科目者】 会員 一般	77,990円 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育 修了後3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 8/4～5		【科目免除者】 会員 一般	39,490円 39,930円	
	玉 掛 け	8/4～6	6/9	【全科目者】 会員 一般	22,990円 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 一般	20,790円 21,230円	
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	8/7～8	6/9	会員 一般	15,620円 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	小型移動式クレーン運転	8/18～20	6/16	【全科目者】 会員 一般	37,290円 37,730円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 一般	33,990円 34,430円	
	酸素欠乏・硫化水 素危険作業主任者	8/20～22	6/16	会員 一般	21,340円 22,110円	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/25～29	6/23	【全科目者】 会員 一般	31,900円 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタブラ車限定を除く)
		【科目免除者】 8/25～26		【科目免除者】 会員 一般	20,900円 21,450円	
	不整地運搬車運転	8/25～26	6/23	会員 一般	37,840円 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者
	金属アーク溶接等 作業主任者限定	8/29	6/23	会員 一般	12,210円 12,870円	
特 別 教 育	小型移動式クレーン運転	9/1～3	6/30	【全科目者】 会員 一般	37,290円 37,730円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 一般	33,990円 34,430円	
	有機溶剤作業主任者	9/4～5	6/30	会員 一般	15,620円 16,280円	
	クレーン運転	7/28～29	6/2	会員 一般	17,160円 20,460円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	7/28～29	6/2	会員 一般	16,830円 20,130円	
そ の 他 教 育	粉じん作業	8/27	6/23	会員 一般	8,580円 9,680円	
	研削といし（自由研削用）	8/28	6/23	会員 一般	11,220円 12,320円	
	クレーン運転	9/1～2	6/30	会員 一般	17,160円 20,460円	
	衛生推進者	8/6	6/9	会員 一般	8,470円 8,800円	※会場はオロシティーホールとなります。
	職 長 教 育	8/18～19	6/16	会員 一般	12,980円 16,280円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高所作業車運転	8/20～21	6/16	【全科目者】 会員 一般	37,290円 37,730円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 一般	36,190円 36,630円	
	玉 掛 け	8/26～28	6/23	【全科目者】 会員 一般	22,990円 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 一般	20,790円 21,230円	
そ の 他 教 育	不整地運搬車運転	9/1～2	6/30	会員 一般	37,840円 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者